

簡易水道料金改定案

※1 料金の改定は、令和8年1月～2月使用分（令和8年3月上旬請求分）からを予定

※2 金額はすべて消費税込み

【現行料金】

用途	基本料金 (1か月)	従量料金 (1 m ³ につき)	
		1～10m ³	11 m ³ 以上
一般用	1,452円	—	237.6円
営業用	2,442円	—	319.0円
団体用	1,980円	—	249.7円
特殊用	—	396.0円	
営農用	—	105.6円	
臨時用	—	528.0円	

※給水管の口径別には設定しておりません。



【改定後料金】

(1) 一般用（改定前の「一般用」、「営業用」、「団体用」、「特殊用」）

給水管の口径	基本料金 (1か月)	従量料金 (1 m ³ につき)					
		1～5 m ³	6～10 m ³	11～20 m ³	21～50 m ³	51～100 m ³	101 m ³ 以上
20mm以下	1, 870円	—	44. 0円	287. 1円	292. 6円	332. 2円	368. 5円
25mm	2, 607円						
30mm	3, 630円	292. 6円				332. 2円	368. 5円
40mm	6, 160円						
50mm	10, 450円						

(2) 営農用

1m³につき 136.4円（基本料金なし）

(3) 臨時用

1m³につき 528.0円（基本料金なし）※改定なし

〈参考〉改定後の1か月当たりの水道料金（一般用、口径20mm）

使用水量	改定前	改定後	増加額
1 m ³	1,452円	1,870円	418円
5 m ³	1,452円	1,870円	418円
10 m ³	1,452円	2,090円	638円
15 m ³	2,640円	3,525円	885円
20 m ³	3,828円	4,961円	1,133円
25 m ³	5,016円	6,424円	1,408円
30 m ³	6,204円	7,887円	1,683円
40 m ³	8,580円	10,813円	2,233円
50 m ³	10,956円	13,739円	2,783円

※このほか、メーター使用料が別途加算されます。